

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則

平成 29 年 2 月 14 日
規 則 第 1 号

改正

令和 3 年 1 月 28 日 規則第 1 号
令和 3 年 4 月 30 日 規則第 5 号
令和 5 年 3 月 31 日 規則第 2 号

令和 3 年 3 月 29 日 規則第 2 号
令和 4 年 12 月 21 日 規則第 5 号
令和 6 年 3 月 29 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 単純な労務に雇用される職員の給与関係については、次条から第 4 条までに定めるもののほか、藤井寺市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和 54 年藤井寺市規則第 2 号。以下「藤井寺市条例施行規則」という。）を準用する。

(等級別基準職務)

第 2 条 前条において準用する藤井寺市条例施行規則第 3 条に規定する職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表に規定する等級別基準職務表に定めるとおりとする。

(出勤停止となった職員の給与の取扱い)

第 3 条 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規則（平成 13 年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第 4 号）第 18 条の規定により、職員が出勤停止となった場合は、出勤停止となった全時間に対して、出勤停止 1 時間につき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 12 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 21 号）第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減給して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以後の給与から差し引くことができる。

(管理職員特別勤務手当)

第 4 条 第 1 条において準用する藤井寺市条例施行規則第 7 条に規定する手当のうち管理職員特別勤務手当の額は、一般行政職の職員について定められているものの例によるとされている藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 46 年藤井寺市規則第 3 号）第 59 条の 2 第 2 項中「別表第 11 の 2」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成 4 年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第 1 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する別表第 2」と、同条第 4 項中「別表第 11 の 3」とあるのは「規則第 4 条第 2 項に規定する別表第 3」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 2 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日規則第5号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月21日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月31日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となるべき職務
1等級	課長代理、主幹、係長、主任、班長又はこれらに相当する職務
2等級	副主査又はこれに相当する職務
3等級	相当の技能又は経験を必要とする一般技能員の職務
4等級	一般技能員の職務